

平成24年8月1日 水曜日

4	暴力団員による不当な行為の防止等に関する規定の国等の責務及び民間活動の促進に関する規定の整備
5	施行期日
6	この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
7	この政令は、公布の日から施行することとした。 た。(附則第一項関係)
8	関係政令について、所要の規定の整備を行つこととした。(附則第二項関係)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

法

律

御名御璽

平成二十四年八月一日

内閣総理大臣 野田佳彦

法律第五十三号

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一
部改正)第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次の
ように改正する。目次中「対立抗争時の事務所の使用制限(第十五条)」を「対立抗争時の事務所の使用制限等(第
十五条—第十五条の四)」に、「第五章 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任(第三十一条—第三十
五条—第十五条の四)」に、「第六章 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる不當影響
第五節 繩張に係る禁止行為(第三十一条—第三十二条の二)」を

第一条の三)の排除のための民間活動の促進(第三十二条—第三十二条の三)」を

暴力団等の指定書の防衛責任(第三十条の八—第三十条の十二)の行為の防止等に関する国等の責務及び民間活動の促進(第三十二条—第三十二条の三)」を

第十条を「第五十一条」に改める。

第三条第二号イ中「第四十八条」を「第五十条(第一号に係る部分に限る。)」に、「第十一条の五
第二項第一号」を「第十二条の五第二項第一号」に改める。第九条中「第十二条の三及び第十二条の五において」を「以下」に改め、同条第四号中「次号及
び第十二条の二第二号において」を「以下」に改め、同条第五号中「顧客」の下に「従業者その
他の関係者」を「いう」の下に「。第三十条の六第一項第一号において同じ」を加え、同条第二十
号中「公共工事」を「売買等」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条第十九号中「対し、」の
下に「その者が拒絶しているにもかかわらず自己若しくは自己の関係者を当該国等が行つ売買等の
契約の相手方とすることを要求し、又は」を加え、「公共工事」を「売買等」に「前号」を、第二号、
第二十三号又は第二十四号に改め、同号を同条第二十六号とし、同条第十八号中「公共工事の」
を「売買等の契約に係る」に改め、同号を同条第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。一十五人に対し、国等が行つ売買等の契約に係る入札について、当該入札に参加しないこと又
は一定の価格その他の条件をもつて当該入札に係る申込みをすることをみだりに要求するこ
と。第九条第十七号中「公共工事(同法第二条第二項に規定する公共工事をいう。以下この条において
同じ。)」を「売買、貸借、請負その他の契約(以下この条及び第三十二条第一項において「売
買等の契約」という。)に係る」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第十六号を同条第二十二
号とし、同条第十五号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同号の中「含む」の下に「。第三十二
条第一項第三号において同じ」を加え、同号を同条第二十一号とし、同条第十四号を第二十号と
し、第十三号を第十九号とし、第十二号を第十四号とし、同号の次に次の四号を加える。

5	中東アフリカ局中東第一課の所掌事務を改めるとともに、同局アフリカ第一課及びアフリカ第二課を同局アフリカ部アフリカ第一課及びアフリカ第二課に改組し、その所掌事務を改めることとした。(第五九条、第六一条及び第六二条関係)
---	--